

共生社会研究センター規則

施行 2010年4月1日

改正 2012年4月1日

2012年7月19日

設置及び名称

第1条 立教大学に、立教大学共生社会研究センター（Rikkyo Research Center for Cooperative Civil Societies. 以下「研究センター」という。）を置く。

目的

第2条 研究センターは、埼玉大学と協力して、国内外における多様な市民の社会活動に関する資料を収集整理、保存、公開し、それに基づく実証研究を通じて、持続可能な共生社会の実現に資することを目的とする。

事業

第3条 研究センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国内外の多様な市民活動の資料の収集、整理、保管、保存、公開
- (2) 収集した資料及び調査に基づく市民活動の研究
- (3) 学部、大学院における市民活動に関する正課科目の提供
- (4) 市民活動に関する講座、講演会、シンポジウム等の開催
- (5) その他研究センターの目的達成に必要な事業

センター長及び副センター長

第4条 研究センターに、研究センター長（以下「センター長」という。）1名及び副研究センター長（以下「副センター長」という。）2名を置く。

- 2 センター長は、研究センターを代表し、研究センターの業務を統括する。
- 3 センター長は、毎年度の終わりに当該年度の事業の成果及び次年度の事業計画を立教大学総長（以下「総長」という。）に報告し、その承認を得なければならない。事業計画の変更の場合も同様とする。
- 4 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 5 センター長及び副センター長は、研究センター運営委員（以下「運営委員」という。）となる。
- 6 センター長は、研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議を経て、総長が任命する。
- 7 副センター長のうち1名は、立教大学の専任教員又は特別任用教員から、運営委員会の議を経て、総長が任命する。他の1名は、埼玉大学学長の推薦を受けた埼玉大学の専任教員を、運営委員会の議を経て、総長が任命する。
- 8 センター長及び副センター長は、任期を2年とし、再任されることができる。

運営委員

第5条 研究センターに、運営委員若干名を置く。

- 2 運営委員は、運営委員会を組織し、研究センターの運営にあたる。
- 3 運営委員は、センター長の推薦により、総長が任命する。
- 4 運営委員の半数以上は、立教大学の専任教員又は特別任用教員を充てる。
- 5 運営委員の1名又は2名は、埼玉大学学長の推薦を受けた埼玉大学専任教員を充てる。
- 6 運営委員には、立教大学及び埼玉大学以外の研究教育機関の専任教員又は専任研究員を選任することができる。
- 7 運営委員は、任期を2年とし、再任されることができる。

運営委員会

第6条 研究センターに、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、センター長が招集し、センター長が議長となる。
- 3 運営委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 事業計画案及び事業報告案の作成
 - (2) 資料調査、収集計画又は調査・研究計画の募集及びその採用審査
 - (3) 埼玉大学との協力関係の推進
 - (4) 予算案及び決算案の作成
 - (5) 人事に関する事項
 - (6) この規則の改正案の作成
 - (7) この規則に付属する諸規則の策定
 - (8) その他前各号に準ずる重要事項の検討

研究員の種類等

第7条 研究センターに、その研究に従事する者を置くことができる。

- 2 研究に従事する者の種類は、次の各号とする。
 - (1) 主任研究員
 - (2) 研究従事者
 - (3) 研究支援者
- 3 研究に従事する者の任期は、その研究期間内とする。ただし、1研究期間は、5年以内とする。研究に従事する者は、再任されることができる。
- 4 研究に従事する者は、本学の定める諸規程、諸規則等を遵守し、本学において知得した機密情報を漏洩したり不当な目的に使用したりしてはならない。
- 5 研究に従事する者が本学における研究の過程又は結果として作成又は取得した研究成果は、本学に帰属するものとし、その取扱いには「学校法人立教学院発明等取扱規程」その他の規程を準用する。

主任研究員

第 8 条 主任研究員は、研究センターの目的に合致する調査研究、学術的会議、講座等の計画書（以下「研究計画書」という。）を提出した本学専任教員及び学術調査員で、立教大学研究所等構成員規程に基づき、運営委員会の承認を得た者を、総長が任命する。

2 主任研究員は、運営委員会で承認された「研究計画」に従って研究に従事し、その進捗状況及び成果について、センター長に報告しなければならない。

3 主任研究員は、研究期間終了後、研究成果報告書及び決算書を遅滞なくセンター長に報告しなければならない。

センター員

第 9 条 研究センターに、研究センターの管理、運営、市民活動に関する資料の収集及び整理を行うセンター員を置く。

2 センター員の任用は、立教大学研究所等構成員規程に基づき、運営委員会の承認を得た者を、総長が任命する。

研究従事者

第 10 条 研究従事者の任用は、立教大学研究所等構成員規程による。

2 客員研究員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 「研究計画書」において研究上の役割分担が明記されている本学外の公に認められる研究機関、教育機関等に属し研究に携わる者

(2) 前号のほか、所定の手続きを経て、研究センターでの研究に従事することが認められた学外の研究者

3 第 2 項 1 号に該当する客員研究員は、主任研究員の指揮の下で当該研究に従事し、その課題達成に努めなければならない。

4 第 2 項 2 号に該当する客員研究員は、主任研究員を代表とする研究の協力者となることができる。また、研究期間終了後、速やかに研究成果報告書をセンター長に提出しなければならない。

5 研究員は、研究センターの目的に合致する研究領域の大学院研究科博士後期課程に所属し、又はこれに相当する研究能力を有し、「研究計画書」を提出して運営委員会の承認を得た者を、センター長が任命する。

6 研究員は、主任研究員を代表とする研究の協力者となることができる。また、研究期間終了後、速やかに研究成果報告書をセンター長に提出しなければならない。

研究支援者

第 11 条 研究支援者の任用は、立教大学研究所等構成員規程による。

2 リサーチアシスタントの募集、選考については、運営委員会の定めるところに従って行う。

学術調査員

第12条 研究センターに、学術調査員を置く。

2 学術調査員は、立教大学学術調査員任用規程により、研究センターでの業務に従事することが認められた研究者を任用する。

3 学術調査員は、第8条に基づき主任研究員となることができる。

4 学術調査員は、センター長の指示の下で、次の各号の業務に従事する。

- (1) 市民活動に関する資料の収集、整理、保存、公開に関する業務
- (2) 市民活動に関する調査、研究及びその成果の発表、市民活動の教育に関する業務
- (3) その他センター長が指示する業務

事務局

第13条 研究センターに、事務局を置く。

2 事務局の所管業務は、次の各号とする。

- (1) 研究センターの研究及び教育に関する事務
- (2) 研究センターの資料収集、整理、保存、公開に関する事務
- (3) 研究センターの予算管理
- (4) 運営委員会事務
- (5) 研究プロジェクトの事務
- (6) 関係資料の提供組織、個人等との連絡事務
- (7) 埼玉大学との協力に関する事務
- (8) その他センター長が指示する事務

3 事務局に、専任職員を置く。また、助手を置くことができる。

会計

第14条 研究所の事業に要する経費は、次の各号に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 研究センターに配分される大学予算
- (2) 研究センターがかかわる研究等に対する外部の補助金
- (3) 研究センターが行う独自の講座などによる事業収入
- (4) 研究センターへの寄付金等、その他の収入

2 研究センターの支出は、原則として研究センター事務局を通して行う。また、収入の種別に応じて必要な区分経理及び会計処理を行うことができる。

規則の改廃

第15条 この規則の改廃は、運営委員会の議を経て、総長が行う

附則

1 この規則は、2010年4月5日から施行する。

2 研究センター設立時の運営委員は、立教大学部長会の議を経て、総長が任命する。

附則

この規則は、2012年4月1日から施行する。

附則

この規則は、2012年7月19日から施行し、2012年4月1日に遡って適用する。